

沖縄県蜜蜂飼育及び蜂群配置調整方針

第1条 基本方針

蜜蜂の飼育および蜂群配置調整を円滑に実施し、本県の養蜂振興を推進するため、養蜂振興法（以下「法」という。）第5条第2項および同法第8条に基づき、沖縄県蜜蜂飼育及び蜂群配置調整方針を定めるものとする。

第2条 定義

本方針における養蜂業の用語、項目等の定義は以下の通りとする。

1 養蜂業者

反復継続して蜜蜂の飼育を行う者で、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー、貸売用種蜂等の生産物を、利益を得て譲渡・貸出する者のことをいう。なお、「利益」には、直接的金銭収入以外に生じるもの（物々交換、作業報酬としての生産物譲渡等）も含まれる。

2 趣味養蜂家

反復継続して蜜蜂の飼育を行う者で、前項に記載した生産物を全て自家消費し、他者に利益を得て譲渡しない者のことをいう。

3 転飼

蜂蜜若しくは蜜ろうの採取または越冬のため県外から蜜蜂を移動して飼育することをいう。

4 既存養蜂家

県内の養蜂業者及び趣味養蜂家のうち、蜜蜂飼育届（以下、「飼育届」という。）を管轄の市町村経由で県に提出し、既に受理されている者のことをいう。

5 新規希望者

新規希望者は、以下に該当する者のことをいう。

（1）蜜蜂飼育を新規で希望する者。

（2）既存養蜂家のうち、現在の飼育場所から異なる場所に新たに配置または蜂場を移動することで、蜂群配置調整が必要となる者。

第3条 蜜蜂の飼育に係る基本方針

県内で蜜蜂を飼育する者は、法第3条及び第5条に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。

1 基本姿勢

養蜂業の健全な発展を図るため、蜜源の増殖に努めるとともに、その有効活用を図るため、飼育者および所属する組合等の相互連携・協調を十分図ること。

2 蜜蜂飼育届及び蜜蜂飼育変更届の提出

蜜蜂の飼育を行う者は、法第3条に基づき、飼育届を居住する住所を管轄する市町村長を通じ、所管家畜保健衛生所長を経由して1月末までに県知事に提出しなければならない。ただし、新規希望者または既存養蜂家であって提出済みの飼育届に変更が生じた場合は、設置予定地の市町村長に飼育届または蜜蜂飼育変更届（以下、「変更届」という。）を提出する。

なお、法第3条第1項の規定による飼育届及び法第3条第3項の規定による変更届は、県に対する情報提供であり、届出した場合にあっても、配置予定地域の既存養蜂家との合意形成が無い限り、飼育届または変更届に記載した蜂群を希望通り配置できることを保証するものではないことに留意する。また、複数の市町村に蜂群が配置される場合、県は該当する市町村担当者へ飼育届の写しを共有する。

3 蜂群間距離

蜂群間の距離については、腐蛆病等の予防対策及び養蜂家の共通資源である蜜源の有効活用の観点から、2kmを超える間隔を取ること。ただし、配置調整の結果、上述の蜂群間距離以下での蜂群設置を当事者間で合意した場合は、その限りではない。

4 養蜂業者の遵守事項

養蜂業者は、本県の養蜂振興、疾病・伝染病のまん延防止、周辺への危被害等を防止するため、以下の事項を遵守すること。

（1）提出した飼育届に記載しているよりも多い蜂群数の設置または飼育届に記載の無い場所に蜂群の設置をしない。

（2）蜜源の確保や適切な管理により、蜜蜂の栄養状態を保ち、蜂群の逃去、分蜂および盗蜂の防止に努める。

（3）腐蛆病等の家畜伝染病、ダニ類の寄生を防止するため、巣箱の過密化を防ぐ、ダニ駆除剤・忌避剤の利用等の衛生管理を遵守する。

（4）家畜伝染病、その他予防のため、家畜保健衛生所による腐蛆病検査などの衛生管理指導に協力する。

（5）蜜蜂による糞被害または刺傷被害の発生の苦情が寄せられた場合は、県・市町村の聞き取り、現地確認、改善指導に応じる。

（6）蜜蜂による糞被害、刺傷被害を防止するため、必要な対策を講じる。

（7）住宅地、学校、公園、公民館、そのほか人が常時出入り、通行または集合する場所の付近で蜜蜂を飼育する場合は、地域住民に対し、蜂群配置に関する理解醸成を行う。

（8）蜂群を増群させる場合は、（1）から（7）が遵守できるか十分に検討し、変更届を提出する。

5 趣味養蜂家・新規希望者の遵守事項

趣味養蜂家および新規希望者のうち第2条第5項（1）で定めた者については、前項を遵守するとともに、蜜蜂飼育の基本的技術の習得に努めること。

6 蜜源の確保に向けた取組

既存養蜂家は、蜂場周辺における蜜源植物の確保に取り組むこと。また、養蜂業者については、民間企業、生産者団体、協議会等を通して法第11条に基づく補助金に公募することができる。

第4条 配置調整に関する基本方針

1 目的

法第8条に基づき、沖縄県内の蜂群配置の適正を図ることを目的とする。

2 基本方針

沖縄県内の蜜源の状況および蜂群数等について、総合的かつ持続性を念頭に判断し、養蜂振興法の趣旨に則り、可能な限り多くの蜂群が配置できるように調整する。

3 配置調整の対象

既存養蜂家と新規希望者の間で配置調整の必要が生じた場合、調整を行う。配置調整の対象となる蜂群間距離の条件については、原則半径2km以内とする。ただし、当事者同士の間に合意が得られた場合はその限りでない。

4 蜂群配置調整に係る同意書の提出

沖縄県内で蜜蜂を飼育する者および新規希望者は、飼育届（または変更届）とともに、「蜂群配置調整に係る同意書（第1号様式）」を沖縄県知事に提出すること。なお、様式の提出は市町村長を通じ所管家畜保健衛生所長を経由して行うものとする。

5 蜂群設置に係る情報提供依頼書の提出

新規希望者のうち第3項に該当するものは、飼育届の提出時に「新規の蜂群設置に係る情報の提供について（第2号様式）」を沖縄県知事に提出すること。なお、様式の提出は市町村長を通じ所管家畜保健衛生所長を経由して行うものとする。

6 個人情報の取扱い

第5項において提出された第2号様式について、県および市町村担当者は、個人情報保護の観点に基づき、知り得た情報は蜂群配置調整にのみ利用することとし、新規希望者・既存養蜂家を問わず、配置調整以外の目的による利用、転用を禁止する。

7 県外転飼者の取り扱い

県外から移入し、県内で転飼を行う県外転飼者にあつては、沖縄県転飼調整地方協議会において申請内容を協議し、県が協議結果を申請者に通知する。また、地域における蜂群数が著しく過剰になると認められるとき、腐蛆病、ダニ類等の防疫対策の軽視または衛生管理意識が欠如している言動等、本県の養蜂振興に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、配置の許可を与えない場合がある。

8 配置調整の方法

蜂群配置調整は、新規希望者本人による実施、または市町村担当者を介した実施とする。

(1) 調整方法は、当該者同士による話し合い、または書面による配置承諾の確認のいずれかとする。

(2) 当該者同士による話し合いを実施する場合、新規希望者は市町村担当者より連絡先の情報提供を受け、直接配置調整を行う。

(3) 書面により配置承諾の確認を行う場合、新規希望者または市町村担当者は、第5項で提出した第2号様式を基に、「蜂群設置に係る配置調整について(第3号様式)」および「新規等設置に係る承諾書(第4号様式)」を作成して配置調整対象の既存養蜂家へ送付する。

既存養蜂家は、第4号様式に必要事項を記入し、新規希望者または市町村担当者へ返送する。

(4) (2) または (3) による配置調整の結果、調整会議が必要となった場合、県・市町村担当者の指導または立会の下、調整会議を行うものとする。

9 配置調整に係る意見聴取

前項について、県は有識者を含む関係者の意見を聞くことができる。

第5条 書類の経由

法又は省令若しくはこの規則により県知事に提出する書類は、居住する市町村長を通じ所管家畜保健衛生所長を経由して提出するものとする。

第6条 飼育情報の取扱い

県畜産課担当者は、提出された飼育届の情報を集約し、県内に設置されている蜂場を「養蜂マッピングシステム」に反映させる。また、市町村毎の養蜂家数、蜂群数、その他情報についても、各市町村担当者へ情報提供するものとする。

第7条 助成

蜜蜂を飼育する者は、法11条に基づく補助金の交付を希望する場合、協議会の設立および交付金の申請について県および関係機関と連携して実施する。県は、蜜蜂飼育者から交付金に関する要望を受けた場合、市町村・関係機関と連携して適切な措置を行うものとする。

附則 この方針は、令和7年6月1日から施行する。